

平成27年4月1日細則第20号

国立長寿医療研究センター教育研修棟の利用に関する細則

国立長寿医療研究センター教育研修棟の利用に関する規程第9条の規程に基づき、この細則を定める。

1 費用の支払い

(1) 研修施設

研修施設利用料は当センター主催の研修等を除き以下のとおりとし、利用前に支払うものとする。

1日あたりの施設使用料 全日（4時間以上）30,000円
半日（4時間未満）15,000円

(2) 宿泊施設

宿舍費は1泊あたり一般3,000円、学生1,000円し、入居前に利用日数分を支払うものとする。ただし、1ヶ月以上入居する者は1ヶ月毎に支払うものとする。

2 費用改定の場合

費用の改定があった場合、改定後の費用とする。

3 宿泊施設

(1) 食事

食事は、各自準備するものとし、食堂・談話室を利用することができる。

(2) 洗濯

私物の洗濯は、2・3階の洗濯機を利用することができる。

(3) 鍵の保管

鍵は、各個人が責任をもって保管し、退去時に教育研修棟管理者へ返却のこととする。万一紛失した場合は、紛失箇所のドアシリンダー錠を交換するものとし、交換費用は宿泊者の負担とする。

(4) 入退室時間

原則、入室は16時、退室は10時とする。

(5) 注意事項

- ①室内での火気類は、一切使用できない。
- ②敷地内禁煙により、研修棟内は全て禁煙とする。
- ③他の入居者に迷惑のかかる行為は禁止する。
- ④常に節電、節水と施設の美化に努め、清潔な環境を保つ。

- ⑤建物、備品類は丁寧に扱う。
- ⑥宿泊者以外の者を、居室に入室させない。
- ⑦宿泊者の門限は、22時とする。
- ⑧貴重品は各自責任をもって管理し、盗難や紛失の責任は負わない。
- ⑨災害等万が一に備え避難経路を確認しておく。

(6) 退去手続き

退去にあたっては居室の清掃を行い、係員の立会いにより確認を受けるものとする。

(7) その他

ゴミは所定の場所に、宿泊者が責任をもって処理する。

附則

この細則は、平成27年4月1日より施行する。

附則

この細則は、平成29年4月1日より施行する。